

# 福岡県公報

平成22年10月8日  
第3170号

## 目次

### 告示(第1563号 - 第1579号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	.....	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	4
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	5
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	5
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	5
町の換地計画の適否決定	(農村整備課)	.....	5
福岡県母子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務の委託	(児童家庭課)	.....	6
公有水面埋立ての竣功の認可	(港湾課)	.....	6
公有水面埋立ての竣功の認可	(水産振興課)	.....	7

## 公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	.....	8
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	.....	8
選挙管理委員会			
政治団体の設立届	(市町村支援課)	.....	9
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	.....	11
政治団体の解散届	(市町村支援課)	.....	12
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	.....	12
資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	.....	13
監査委員			
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	.....	13
雑 報			
審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見			
募集	(男女共同参画推進課)	.....	19
消防設備士試験の実施	(消防防災課)	.....	22

## 告 示

福岡県告示第1563号  
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡篠栗町大字津波黒字大浦484番1から484番6まで、450番1、450番2、451番1、451番3及び452番1から452番4まで並びに大字和田字東浦542番1、542番4、545番、546番1、546番4及び546番5並びにこれらの区域内の水路である町有地の全部

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡篠栗町大字篠栗671 - 1

社会福祉法人 信愛会

理事長 柳 義明

福岡県告示第1564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成22年9月28日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
飯塚市鹿毛馬（鹿毛馬地区第3換地区）	換地計画書の写し	平成22年10月8日から 平成22年11月9日まで	飯塚市穎田支所

福岡県告示第1565号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年9月21日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人 新創会 どげんかしょうや！飯塚

## (2) 代表者の氏名

安永 修吉

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市弁分127番地7

## (4) 定款に記載された目的

この法人は一般市民に対して市民の意見や要望が市政及び県政、国政に反映される市民が主体となる新しいまちを創造するため、福祉、教育、文化、経済、健康、人権、その他まちづくりに関連する必要な情報収集及び情報提供をし、まちづくりへの参加を促すとともに、また、まちづくりに対する提言及び議論をすることをもって官民協調の明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1566号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年9月16日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人 日本語支援 スマイル

## (2) 代表者の氏名

渡辺 恭子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区薬院3丁目11番13号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県の在留外国人に対して、他言語（主に日本語）の習得及び学力向上に関する事業を行い、在留外国人の生活支援や地域への積極的な参画に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1567号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年9月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前)

特定非営利活動法人TOTOSバドミントンスマイルスポーツプロモーション

(変更後)

特定非営利活動法人TOTOSスマイルプロモーション

(2) 代表者の氏名

土居 正依

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区日の出町一丁目2番3 - 1003号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、子どもを中心に広くバドミントン愛好者に対して、競技力の向上を目指した事業を行い、バドミントン競技の更なる振興を展開していくとともにこれらの事業に一般市民を講師として迎えることで雇用機会の拡充を図り多様化する情報化社会を活用したバドミントン情報提供活動やバドミントン愛好者を海外に派遣することにより他国のバドミントン愛好者との交流を図り、そして心身共に豊かなまちづくり、スポーツを安心して行うことのできる平和な日本の有り難さを伝え青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、北九州市を中心とした地域住民に対して、スポーツを通してまちづくり・スポーツ振興・子どもの健全育成を図るとともに、市民レベルでのアジア諸国との連携を図り、国際協力・平和の推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1568号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年9月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人柳川まちづくり樂校

(2) 代表者の氏名

西嶋 洋

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県柳川市上宮永町38番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、柳川市民、および来訪者に対して、人、文化、歴史、産業などをはじめとした柳川の魅力を発掘・育成するまちづくり事業を行い、柳川の潜在的な価値向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1569号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成22年9月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
NPO法人共生会
- (2) 代表者の氏名  
久木原 洋
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県八女市馬場745番地3
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、八女市及びその周辺地域の高齢者に対して、福祉サービスに関する事業を行い、地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1570号  
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成22年9月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称  
特定非営利活動法人護身空手空友会
- (2) 代表者の氏名  
水永 雄貴
- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡新宮町大字上府680番地1

- (4) 定款に記載された目的
- (変更前) この法人は、日常生活に於ける自己及び自己の周りの安全を守るサービスが必要な人々その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、まごころのこもった助け合い及び支援に関する事業を行い、すべての人々が安心して健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- (変更後) この法人は、日常生活に於ける自己及び自己の周りの安全を守るサービスが必要な人々その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、真心のこもった助け合い及び支援に関する事業を行い、すべての人々が安心して健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。又、不特定多数に対して、リンパマッサージやタイ古式マッサージに関する事業を行い、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動をし、健康・福祉に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1571号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所  
飯塚市津原字向山1062の6
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

福岡県告示第1572号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) イオンモール大牟田
- (2) 所在地 福岡県大牟田市岬町3番4 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

大規模小売店舗届出書(平成22年4月30日11-3号)の記載どおり実施されることであれば問題ないと考える。

---

福岡県告示第1573号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サンキ大牟田店
- (2) 所在地 福岡県大牟田市藤田町266-10

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

大規模小売店舗届出書(平成22年6月17日494号)の記載どおり実施されることであれば問題ないと考える。

---

福岡県告示第1574号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サンキ大牟田店
- (2) 所在地 福岡県大牟田市藤田町266-10

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

変更届出書(平成22年7月13日382-6号)の記載どおりの変更で問題ない。

---

福岡県告示第1575号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 Dサイズミウきは店
- (2) 所在地 福岡県うきは市吉井町千年字町地157番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

---

福岡県告示第1576号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、市町村の換地計画を平成22年9月29日付けで適当であると決定し



たので、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	換地計画に係る地域名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
上毛町	築上郡上毛町大字尻高(尻高地区)	換地計画書の写し	平成22年10月8日から平成22年11月9日まで	上毛町役場

福岡県告示第1577号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

福岡県告示第1578号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての<sup>しゅん</sup>竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 <sup>しゅん</sup>竣功認可年月日  
平成22年9月13日
- 2 <sup>しゅん</sup>竣功認可を受けた者の名称及び住所(主たる事務所の所在地)並びにその代表者の氏名  
(1) <sup>しゅん</sup>竣功認可を受けた者

福岡県

福岡市博多区東公園7番7号

(2) 代表者

福岡県知事 麻生 渡

3 <sup>しゅん</sup>竣功認可をした埋立区域

(1) 位置

ア 1工区

遠賀郡岡垣町大字原字大松1185番地先の公有水面

イ 2-1工区

遠賀郡岡垣町大字原字大松1185番地先の公有水面

(2) 区域

ア 1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び と の地点を結ぶ平成5年1月18日付け福岡県告示第107号で<sup>しゅん</sup>竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線(T.P. +0.73メートルにより決定)により囲まれた区域

の地点 波津基準点(北緯33度53分22秒9129、東経130度33分49秒9335)から332度54分08秒、1,206.53メートルの地点

の地点 の地点から304度38分40秒、4.12メートルの地点

の地点 の地点から306度37分49秒、20.01メートルの地点

の地点 の地点から306度57分53秒、7.23メートルの地点

の地点 の地点から309度29分41秒、11.73メートルの地点

の地点 の地点から318度51分47秒、9.16メートルの地点

イ 2-1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び と の地点を結ぶ平成5年1月18日付け福岡県告示第107号で<sup>しゅん</sup>竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線(T.P. +0.73メートルにより決定)により囲まれた区域

の地点 波津基準点から333度59分30秒、1,151.66メートルの地点

の地点 の地点から326度32分24秒、1.76メートルの地点

の地点 の地点から334度58分25秒、9.92メートルの地点

の地点 の地点から226度54分21秒、0.25メートルの地点

(3) 面積

ア 1工区

38.60平方メートル

イ 2 - 1工区

1.30平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成19年12月26日19港第1907号

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村の事務所  
岡垣町役場

福岡県告示第1579号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての<sup>しゅん</sup>竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 <sup>しゅん</sup>竣功認可年月日

平成22年9月13日

2 <sup>しゅん</sup>竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) <sup>しゅん</sup>竣功認可を受けた者

福岡県

福岡市博多区東公園7番7号

(2) 代表者

福岡県知事 麻生 渡

3 <sup>しゅん</sup>竣功認可をした埋立区域

(1) 位置

ア 2 - 2区域

遠賀郡岡垣町大字原字大松1185番地及び大字波津字向鼻2187番地先に至る公有水面（波津漁港区域内）

イ 3区域

遠賀郡岡垣町大字波津字向鼻2187番地先に至る公有水面（波津漁港区域内）

ウ 4区域

遠賀郡岡垣町大字波津字向鼻2187番地先に至る公有水面（波津漁港区域内）

エ 5区域

遠賀郡岡垣町大字波津字向鼻2187番地先に至る公有水面（波津漁港区域内）

(2) 区域

ア 2 - 2区域

次の各地点を順次に結んだ線及び と の地点を結ぶ平成8年12月4日付け福岡県告示第2078号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

の地点 波津基準点（北緯33度53分22秒9129、東経130度33分49秒9335）から334度00分23秒、1,140.07メートルの地点

の地点 の地点から46度54分21秒、0.25メートルの地点

の地点 の地点から334度59分18秒、5.05メートルの地点

の地点 の地点から340度35分59秒、3.70メートルの地点

の地点 の地点から340度38分11秒、20.11メートルの地点

の地点 の地点から336度12分50秒、0.41メートルの地点

イ 3区域

次の各地点を順次に結んだ線及び と の地点を結ぶ平成8年12月4日付け福岡県告示第2078号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

の地点 波津基準点から333度53分16秒、1,082.84メートルの地点

の地点 の地点から326度17分02秒、1.65メートルの地点

の地点 の地点から323度43分39秒、11.33メートルの地点

の地点 の地点から323度41分16秒、4.34メートルの地点

ウ 4区域

次の各地点を順次に結んだ線及び と①の地点を結ぶ平成8年12月4日付け福岡県告示第2078号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線により

## 囲まれた区域

の地点 波津基準点から339度51分50秒、913.42メートルの地点

の地点 の地点から288度28分33秒、5.64メートルの地点

㉑の地点 の地点から293度33分09秒、9.35メートルの地点

## エ 5区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉒と㉓の地点を結ぶ平成8年12月4日付け福岡県告示第2078号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線により

## 囲まれた区域

㉒の地点 波津基準点から340度36分46秒、902.90メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から296度27分31秒、9.16メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から299度48分49秒、19.40メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から304度48分13秒、19.76メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から307度40分16秒、10.53メートルの地点

## (3) 面積

74.17平方メートル

## 4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成20年1月7日19漁第1700号

## 5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する事務所

遠賀郡岡垣町役場

## 公 告

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）

第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 処分を受けた事業者

## (1) 名称

株式会社サンクス

## (2) 所在地

福岡県田川市大字伊加利1818番地の18

## (3) 代表者

代表取締役 中村 泰三

## 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処分業の許可の取消し

## 3 処分の年月日

平成22年9月27日

## 4 処分の理由

(1) 事業者が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号八に該当する者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

(2) 事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロ及び八に該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号二に該当し、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成22年10月8日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 処分を受けた事業者

## (1) 名称

有限会社九州エコテック

## (2) 所在地



福岡県田川市大字伊加利1818番地の18

(3) 代表者

代表取締役 中村 泰三

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成22年9月27日

4 処分の理由

- (1) 事業者が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号八に該当する者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。
- (2) 事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロ及び八に該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号二に該当し、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第134号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年10月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年8月1日～8月31日

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
民主党福岡県志免町支部	小池邦弘	小池弘輔	糟屋郡志免町志免東2-6-1		平成22年8月3日

(1 団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日

維新の会ふくおか	木下敏之	中願寺純則	福岡市南区大橋1-22-8	平成22年8月30日
井星喜文後援会	井星喜文	尾山正博	筑後市大字久恵1136-1	平成22年8月2日
織田隆徳後援会	織田隆徳	織田信子	遠賀郡遠賀町大字広渡2042	平成22年8月17日
小野げんじ後援会	小野元次	小野正幸	遠賀郡岡垣町海老津駅前10-7	平成22年8月10日
木下としゆき後援会	木下敏之	村井隆行	福岡市南区玉川町6-31 ルークス高宮 -401	平成22年8月2日
くまさき啓一郎後援会	隈崎啓一郎	佐野康二	福岡市東区雁ノ巣1-9-13	平成22年8月23日
柴田金治後援会	藤中孝幸	松岡政利	嘉穂郡桂川町大字吉隈12	平成22年8月17日
竹下しづお後援会	竹下司津男	樋口裕介	古賀市花鶴丘2-3-18	平成22年8月31日
広瀬早美後援会	広瀬早苗	広瀬正子	鞍手郡小竹町大字新多1381	平成22年8月17日
福岡政経クラブペオプ	平田良實	村松甲子央	福岡市博多区博多駅南3-20-27	平成22年8月16日
福福会	安藤達人	安藤健太郎	福津市中央1-3-1-504	平成22年8月25日
藤川マサキヨ後援会	藤川正恭	藤川誠一	嘉穂郡桂川町大字土師1335	平成22年8月25日
松尾かつのり後援会	大村徳正	江藤哲教	鞍手郡小竹町大字新多1573-27	平成22年8月27日
みねおかひとし後援会	増田一正	渡辺政之	鞍手郡小竹町新多1515-7	平成22年8月23日
宮野一男後援会	平川武夫	金子春義	鞍手郡小竹町大字御徳1234-2	平成22年8月17日
和田賢二郎後援会	和田賢二郎	和田眞也	鞍手郡小竹町大字勝野3610番地の4	平成22年8月23日

(16団体)

(3) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
東洋青年同盟福岡県本部	清水 宏 和	五 嶋 圭 太	北九州市小倉南区上曾根新町13 - 18 - 203	平成22年 8 月31日
日本同盟福岡県本部	長谷川 淳 一	長谷川 淳 一	宮若市長井鶴722 - 1	平成22年 8 月24日

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第135号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成22年8月1日～8月31日

る。

平成22年10月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

## (1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県参議院選挙区第三支部	会 計 責 任 者	伊 原 隆 敏	山 口 昭 彦	平成22年 8 月 1 日	平成22年 8 月12日
自由民主党福岡県地域振興支部	会 計 責 任 者	森 田 英 徳	中 垣 正 興	平成22年 4 月30日	平成22年 8 月12日
日本共産党宗像・粕屋地区委員会	主たる事務所の所在地	古賀市花見南2 - 27 - 31	古賀市川原1018	平成22年 7 月28日	平成22年 8 月 3 日
民主党福岡県第9区総支部	会 計 責 任 者	大 塚 絹 子	菊 水 俊 賢	平成22年 8 月10日	平成22年 8 月19日
みんなの党参議院福岡県第1支部	会 計 責 任 者	佐 藤 ま ゆ み	白 石 幸 治	平成22年 8 月16日	平成22年 8 月16日

(5団体)

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
あきの公造後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区富士見2 - 15 - 2	北九州市小倉北区馬借1 - 7 - 17 カナヤビル3階	平成22年 8 月 3 日	平成22年 8 月 4 日

いなとみ修二後援会	会計責任者	国武建次	梶本裕一朗	平成22年8月1日	平成22年8月9日
植木とみ子後援会	主たる事務所の所在地	福岡市博多区比恵町2-1	福岡市中央区大宮2-1-26	平成22年8月26日	平成22年8月30日
しらたに義隆後援会	代表者	白谷民雄	白谷光義	平成22年8月5日	平成22年8月16日
竹下しょうし後援会	代表者	飯森繁	吉野哲生	平成22年8月17日	平成22年8月17日
中村りゅう象後援会	主たる事務所の所在地	古賀市今の庄3-12-1	古賀市花鶴丘1丁目13-10	平成22年8月9日	平成22年8月30日
西日本ときわ会福岡支部	代表者	中嶋憲二	峰隆志	平成22年8月5日	平成22年8月18日
	会計責任者	竜口隆之	中嶋憲二		
白砂青松の会	主たる事務所の所在地	古賀市今の庄3-12-1	古賀市花鶴丘1丁目13-10	平成22年8月9日	平成22年8月30日
山本清後援会	代表者	崎元盛貞	大畠滄治	平成22年8月31日	平成22年8月31日

(9団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第136号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成22年10月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年8月1日～8月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党福岡県北九州市小倉北区第二支部	平成22年8月10日	平成22年8月16日
自由民主党福岡県地域振興支部	平成22年8月12日	平成22年8月12日

(2団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第137号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年10月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年8月1日～8月31日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
木下敏之	福岡市長	木下としゆき後援会	福岡市南区玉川町6-31 ルークス高宮 - 401	木下敏之	平成22年8月1日	平成22年8月2日
竹下司津男	古賀市長	竹下しづお後援会	古賀市花鶴丘2-3-18	竹下司津男	平成22年8月31日	平成22年8月31日

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第138号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

平成22年10月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年8月1日～8月31日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
秋野公造	参議院議員	あきの公造後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区富士見2-15-2	北九州市小倉北区馬借1-7-17 カナヤビル3階	平成22年8月3日	平成22年8月4日
植木とみ子	福岡市長	植木とみ子後援会	主たる事務所の所在地	福岡市博多区比恵町2-1	福岡市中央区大宮2-1-26	平成22年8月26日	平成22年8月30日
中村隆象	古賀市長	白砂青松の会	主たる事務所の所在地	古賀市今の庄3-12-1	古賀市花鶴丘1丁目13-10	平成22年8月9日	平成22年8月30日

(3団体)

## 監査委員

監査公表第7号

平成22年7月26日付けで提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年10月8日

福岡県監査委員 工藤壽文  
同 進谷庸助  
同 伊藤龍峰  
同 日野喜美男

## 第1 監査の請求

### 1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 平成22年7月26日

### 2 請求の内容(原文のまま)

2009年10月25日、福岡県は、天皇陛下御即位20年福岡県奉祝委員会と共催で、「天皇陛下御即位20年奉祝福岡県民の集い」を開催した。この集いの開催のために、県知事麻生渡が、この集いの名誉会長に就任し、県職員百数十名を動員し、その旅費・日当として百数十万円を県費より支出した。

しかしながら、この支出は、以下述べるとおり違法、不当な支出である。

県は、「天皇御即位20年を県民こそってお祝いする」としているが、全ての県民が「こぞって」お祝いしているわけでは決していない。そもそも、民主主義にそぐわない身分制度の象徴である天皇制自体を認めない人々、天皇の戦争責任を追究している人々、格差社会の底辺にあって、その拡大を創り出してきたこの20年を祝う事などとても無いと考える人々等々県民には、色々な考えの人々が存在している。それを無視し、「県民こぞって」と一緒にして、ひっくり返るお祝いをするなどということは、不当である。

また、本件支出は、地方自治法第1条、憲法14条、19条、20条、89条に違反する違法なものである。

従って、この集いの共催を決めた麻生渡知事に対し、違法不当に支出された公金百数十万円のうち100万円の弁済を求めらるべきである。

### 3 事実証明書

- (1) 「天皇陛下御即位二十年奉祝福岡県民の集い」のリーフレット
- (2) 平成22年1月27日付け開示請求に対する開示決定状況一覧
- (3) 平成21年10月25日に実施された「天皇陛下御即位20年奉祝福岡県民の集い」式典参加に係る公文書開示決定通知書、公文書部分開示決定通知書及び開示された出張命令書、管理職員特別勤務実績
- (4) 「天皇陛下御即位二十年奉祝福岡県民の集い」掲載新聞記事
- (5) 天皇制に問題あり！福岡連絡会則

## 第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成22年7月26日付けでこれを受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求人は、福岡県(以下、「県」という。)が天皇陛下御即位20年福岡県奉祝委員会(以下、「奉祝委員会」という。)と共催で、「天皇陛下御即位20年奉祝福岡県民の集い」(以下、「奉祝県民の集い」という。)を開催し、県職員百数十名を動員し、その旅費及び管理職員特別勤務手当として百数十万円を県費より支出したことが違法若しくは不当と主張しており、旅費及び管理職員特別勤務手当の支出の違法性若しくは不当性の有無について監査の対象とした。



## 2 監査対象機関及び監査対象所属

知事部局、議会事務局、教育委員会及び労働委員会事務局を監査対象機関とし、総務部行政経営企画課（以下、「行政経営企画課」という。）及び同部人事課（以下、「人事課」という。）を監査対象所属とした。

## 3 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年9月13日に請求人から陳述を受けた。その際、監査対象所属の職員の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりであった。

「天皇制に問題あり！福岡連絡会」は1990年に結成、国体や植樹祭の反対運動を展開してきた。今回の「県民の集い」に対しては県費の支出だけでなく、県が共催したことに一県民として抗議する。

民主主義にそぐわない天皇制は身分差別の象徴である。福岡県の行為は例外的に押しとどめておくべき天皇の存在を普遍化絶対化していくものであり、憲法上許されない。

信教・思想・信条など人間の内面・心は人それぞれに違ふ。反対者がいる催しに税金を使うのはおかしい。少数者の多様な思想・信条に対して中立的な社会を作るべきなのに、知事が音頭をとって奉祝県民の集いを主催することは、近代社会の歩みに反する。

知事の行為は、憲法の国民主権に反し、地方自治の本旨に悖り、どんな理由で天皇即位20年を祝うのか明示していない。また、自治法の「住民の福祉の増進を図る」ことにならないことは明白である。

福岡県民の一人として知らないうちに「奉祝」させられていたことに、とても強く憤っており、「天皇即位20年を奉祝した福岡県民」の中から私を除外してほしいと真剣に思っている。

なお、旅費及び日当だけでは八十数万円であるが、県職員の元々の報酬を加えれば百数十万円どころか二百数十万円を県費として支出している。

従って、知事は奉祝県民の集いに違法若しくは不当に支出した公金の内、100万円を弁済しなければならぬ。

証拠として提出された事実証明書は次のとおりである。

- (1) 天皇陛下御即位20年奉祝福岡県民の集い宣伝チラシ
- (2) 福岡県民の集い式次第
- (3) 福岡県民の集い祝意表明文
- (4) 「福岡県民の集い」開催
- (5) 「福岡県民の集い」掲載新聞記事
- (6) 申入書
- (7) 天皇祝賀行事反対申し入れ新聞記事、天皇陛下即位20年福岡市で集い新聞記事
- (8) 天皇即位20年集会「県費の支出違法」新聞記事
- (9) 天皇即位20年11.12政府主催記念式典に異議ありピラ
- (10) 天皇即位20年奉祝福岡県民の集いに異議ありピラ
- (11) 昭和の日なんかいらぬピラ
- (12) 「ウンだらの植樹祭」冊子
- (13) Anti20合本<天皇即位20年奉祝>に異議あり
- (14) 「天皇即位20年祝賀」反対！大阪行動ニュース6号

- (15) 陳述書
- (16) 天問連の結成と活動について
- (17) 意見書
- (18) 陳述書
- (19) 意見陳述書
- (20) 陳述書

#### 4 監査対象所属に対する監査

行政経営企画課長に対し、平成22年8月9日から8月30日までのうち4日間、奉祝県民の集いの開催及び県職員の職務命令に係る関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。また、人事課長に対し、同年8月9日、県職員の職務命令について聴き取り調査を行った。

#### 第4 監査の結果

##### 1 事実関係の確認

##### (1) 奉祝県民の集いの実施について

平成21年5月19日付け総務省事務次官通知により、各道府県に対し、国民の祝意の機運を高めるための取組みに係る協力要請が行われたことを踏まえ、県は、県民の祝意の機運を高める観点から、奉祝県民の集いを同年10月25日に奉祝委員会と共催で実施した。

開催年月日 平成21年10月25日（日）

開催場所 シーホークホテル福岡

参加人数 約3,500人

内容 奉祝式典のほか、祝舞、音楽演奏などの催事等

##### 奉祝県民の集い開催までの経緯

年月日	経緯
平成21年5月19日	・「天皇陛下御在位二十年慶祝行事について」（総務事務次官通知）が発出された。
同年7月17日	・県は、奉祝県民の集いを奉祝委員会と共催することを決定。
同年10月6日	・「天皇陛下御在位二十年記念式典の挙行について」（総務事務次官通知）により、式典開催の閣議決定がなされた旨の通知が発出された。
同年10月25日	・奉祝県民の集いの開催

##### (2) 国等の対応について

国においては、天皇陛下御即位20年慶祝行事について、平成21年10月6日に天皇陛下御在位二十年を記念し、国民こそぞってこれを祝うため、天皇陛下御在位二十年記念式典を挙行する旨の閣議決定がなされ、同年11月12日に記念式典が挙行された。

なお、多くの都道府県においても、同年5月19日の総務事務次官通知を踏まえて、何らかの取り組みが行われた。

### (3) 県職員の奉祝県民の集いへの従事について

平成21年9月18日、行政経営企画課長は、知事部局本庁各部、議会事務局、教育庁及び労働委員会事務局（以下、「関係部局」という。）に対して、奉祝県民の集いへの従事を100名程度依頼した。

関係部局は、適正であるとの判断のもとに、奉祝県民の集いに県職員108名を従事させ、これに対して後日、旅費57,320円、管理職員特別勤務手当678,000円、合計735,320円を支出した。

### (4) 職務命令等について

奉祝式典については、知事が奉祝委員会の名誉会長に就任し、奉祝委員会と県との共催で実施された。

式典の主催者でもある県が、式典の成功を図るために必要となる準備作業等に職員を従事させるため、職員に職務命令を発し、当該職員への旅費及び管理職員特別勤務手当を福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県職員の給与に関する条例の定めるところにより支給しており、県では、適正を欠くものではないとしている。

## 2 判断

請求人は、県が「天皇御即位20年を県民こぞってお祝いする」としているが、全ての県民が「こぞって」お祝いをしているわけでは決していない。県民には色々な考えの人々が存在しており、それを無視して「県民こぞって」と一緒にして、お祝いするなどということは不当であると主張している。また、県が奉祝県民の集いの参加のため、県職員百数十名を動員し、旅費及び管理職員特別勤務手当として百数十万円を県費より支出したことが違法若しくは不当であると主張している。

そこで、旅費等の支出の原因となった奉祝県民の集いへの県職員に対する職務命令の違法性若しくは不当性について判断する。

### (1) 奉祝県民の集いについて

地方公共団体の事務については、自治法第2条第2項において「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」と規定されており、県は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものである。

奉祝県民の集いは、平成21年5月19日付け総務省事務次官通知により、国民の祝意の機運を高めるための取組みに係る協力要請が行われたことを踏まえ、県が、県民の祝意の機運を高める観点から、奉祝委員会との共催により実施したものであり、県の事務として妥当性を欠くものではない。

なお、国も閣議決定して様々な慶祝行事を行っているものであり、多くの都道府県ににおいても総務事務次官通知を踏まえた何らかの取り組みが行われた。

### (2) 県職員への職務命令について

奉祝県民の集いは、国の協力要請を踏まえて、県民の祝意の機運を高める観点から、

民間とともに県も共催し行われたものであり、式典の成功を図るために必要となる準備作業等に職員に従事させるため、職務命令を発したものである。

このように奉祝県民の集いは、県の事務として実施したものであり、その式典の成功のために行ったものであることから、その職務命令は適正を欠くものとは言えない。

(3) 県職員への旅費等の支出について

前述のとおり職務命令が適正を欠くものとは言えない以上、当該職務命令に従って出張した者に対して福岡県職員等の旅費に関する条例に基づき旅費並びに福岡県職員の給与に関する条例に基づき管理職員特別勤務手当の支出については違法性若しくは不当性は認められない。

よって、本請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

## 雑 報

### 福岡県男女共同参画審議会公告

第3次福岡県男女共同参画計画及び第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について（中間整理）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成22年10月8日

福岡県男女共同参画審議会

会長 野口 郁子

#### 1 意見募集の対象となる事案

第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について（中間整理）

第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について（中間整理）

#### 2 事案の要旨

第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について（中間整理）

基本的考え方について

- 1 計画策定の趣旨
- 2 男女共同参画の推進に関する福岡県の現状
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成

男女共同参画社会実現の施策体系等について

- 1 施策体系
- 2 主要な観点
- 3 目標1 母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害女性への支援
  - (1) 母子家庭の母親の生活支援
  - (2) 母子家庭の母親の就労支援

(3) 配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止

(4) 配偶者からの暴力被害者の相談、保護、自立支援

(5) 困難な立場にある女性を支援する団体の育成

#### 4 目標2 職場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の安定就労

- (1) 職場における男女間の不均等の解消
- (2) 女性非正規労働者の待遇改善
- (3) 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備
- (4) 女性の再就職の支援
- (5) 多様な働き方の普及促進

#### 5 目標3 あらゆる分野への女性の参画促進

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 多様な分野への女性の参画の促進
- (3) 女性の人材育成とチャレンジ支援

#### 6 目標4 女性が活躍できる社会を実現するための意識改革と実践活動の促進

- (1) 意識の改革と社会制度・慣行の見直し
- (2) 若年層、男性、企業への啓発強化
- (3) 地域の課題解決に向けた実践活動の促進
- (4) 学校教育における男女共同参画の推進
- (5) 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進

#### 7 目標5 女性の安全・安心な生活の確保

- (1) 性犯罪、売買春、ストーカー犯罪、セクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者支援
- (2) 高齢者等への男女共同参画の推進
- (3) 生涯を通じた女性の健康支援

推進体制について

- 1 庁内体制の機能の拡充強化
- 2 県男女共同参画センター「あすばる」の充実強化
- 3 国、市町村、男女共同参画センター、NPO等関係団体との連携強化
- 4 男女共同参画行政の推進に係る意見の聴取

第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について（中間整理）

基本的考え方について

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の目標
- 3 福岡県の現状
- 4 計画の性格
- 5 計画の期間
- 6 計画の推進体制

施策体系、目標、施策の方向、具体的施策

- 1 施策体系
- 2 目標1 配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止
  - (1) 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成
  - (2) 被害の早期発見と重大な被害を防止する実効ある対応・体制の構築
- 3 目標2 相談体制の充実
  - (1) 相談の組織・体制の強化
  - (2) 外国人、障害者、高齢者への配慮
  - (3) 職務関係者の研修等の充実
- 4 目標3 保護体制の充実
  - (1) 一時保護体制等の充実
  - (2) 同伴家族に対するケアと支援
- 5 目標4 被害者の自立のための支援
  - (1) 住宅の確保支援
  - (2) 経済的自立支援
  - (3) 心理的ケアの実施
  - (4) 被害者の情報保護、各種手続きに関する支援
- 6 目標5 関係団体との連携
  - (1) 連絡会議等の開催
  - (2) 市町村基本計画の策定支援

(3) 民間団体との連携

(4) 苦情処理体制の確立

3 事案の閲覧場所等

- ・ 県民情報センター（福岡市博多区東公園7 - 7 福岡県庁1F）
- ・ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7 - 8 小倉総合庁舎2F）
- ・ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642 - 1 久留米総合庁舎1F）
- ・ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8 - 1 飯塚総合庁舎1F）
- ・ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1 - 2 - 1 行橋総合庁舎1F）
- ・ 福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）
- ・ 福岡県男女共同参画センター“あすばる”（春日市原町3丁目1番地の7 クローバープラザ内）

4 意見書の提出期間

平成22年10月8日（金）から平成22年10月22日（金）まで（必着）

5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県新社会推進部男女共同参画推進課

（住所）〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7 - 7

（ファクシミリ）092 - 643 - 3392

（電子メール）[danjo@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:danjo@pref.fukuoka.lg.jp)

（問い合わせ先）092 - 643 - 3391



## 別紙

## 意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
該当頁	
該当項目	
意見	
理由	
備考	

意見書提出の締切 平成22年10月22日（金）必着  
意見書の提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール  
意見書の提出先

福岡県新社会推進部男女共同参画推進課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（FAX）092-643-3392 （電子メール）danjo@pref.fukuoka.lg.jp

記入上の注意

- 1 意見はできるだけ1項目1ページとし、「意見」欄に記載するとともに、「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された消防設備士試験について、次のとおり公示する。

平成22年10月8日

財団法人消防試験研究センター 理事長 関 口 和 重

1 実施種類

甲種（特類、第一類、第二類、第三類、第四類、第五類）及び乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類、第七類）

2 実施試験会場及び実施年月日

試験地	実施試験会場	実施年月日
福岡	福岡市城南区七隈8-19-1 福岡大学	平成22年12月19日（日曜日） 午前10時から

3 申請方法、受験申請期間及び受験申請先

申請方法	受験申請期間	受験申請先	摘要
書面申請	平成22年10月25日から 平成22年11月5日まで （締切日消印有効）	(財)消防試験研究センター 福岡県支部 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階	郵送もしくは 窓口持参
電子申請 ( )	平成22年10月22日 午前9時から 平成22年11月2日 午後5時まで	(財)消防試験研究センター <ホームページアドレス> <a href="http://www.shoubo-shiken.or.jp">http://www.shoubo-shiken.or.jp</a>	

( ) 平成22年4月1日よりインターネットから受験申請ができるようになりました。

詳しくは(財)消防試験研究センターのホームページをご覧ください。

4 受験願書等の配置場所（書面申請の場合）

(財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

5 問い合わせ先

(財)消防試験研究センター福岡県支部

郵便番号 812 - 0034

福岡市博多区下呉服町1 - 15 ふくおか石油会館3階

電話番号 092 - 282 - 2421